

I 章 いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは（定義）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省「いじめ防止対策推進法 第二条」「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

2 いじめ防止等のための基本的な考え方

全教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、以下の3つの視点から組織的・継続的な取組を進めていく。

視点1 いじめの未然防止

いじめのない学校づくりを推進していくためには、起きてしまったいじめ事案にどう対処するかという側面だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を充実させることが必要である。児童一人一人が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるような授業づくり、集団づくり、すなわち、いじめを生まない土壌づくりである未然防止の視点からの取組が重要である。

視点2 いじめの早期発見

早期発見は、いじめに対する迅速な措置への前提である。教職員は、授業中や休み時間を始め、学校生活の様々な場面において児童に意識的に声をかけ、コミュニケーションを図り、児童の些細な変化に気付く必要がある。また、定期的な「いじめアンケート」や「相談ポスト」などを活用して児童の心の声を掬い上げたり、保護者からの相談に真摯に耳を傾けることも大切である。

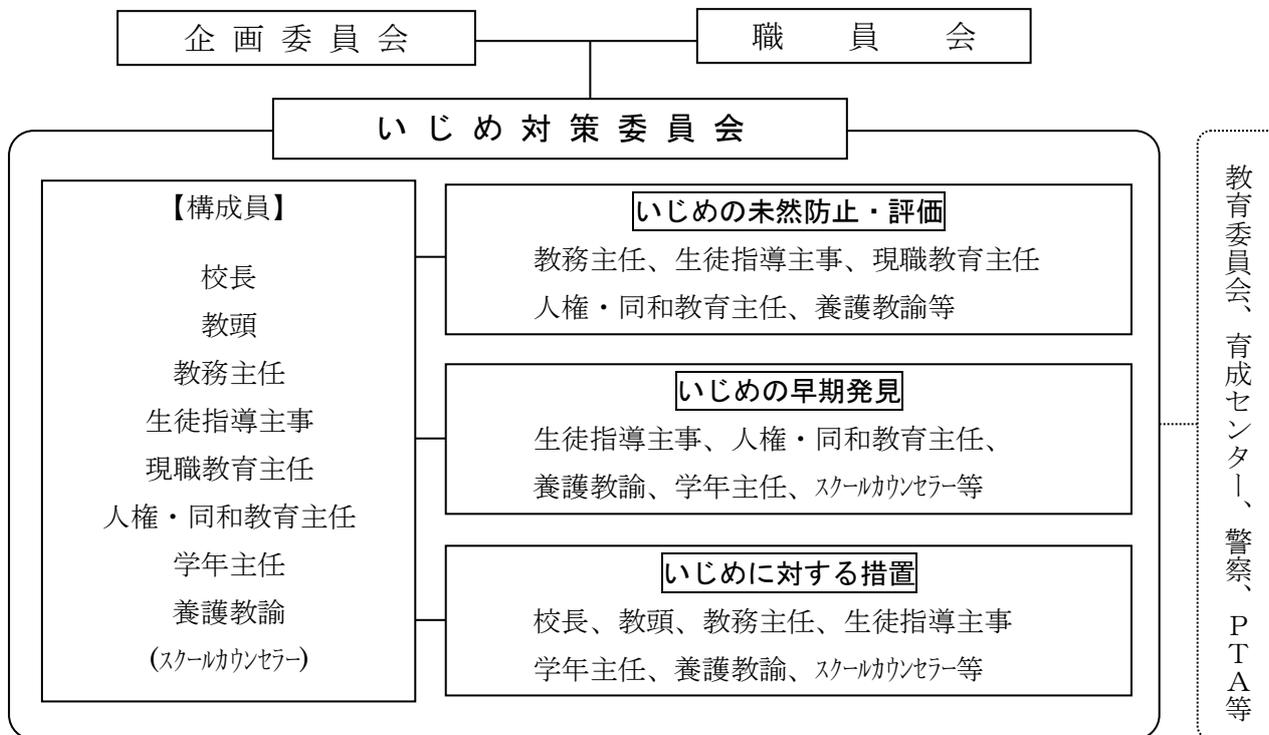
視点3 いじめに対する措置

重大事案に至ったいじめには、収集した事実関係に対して、それほど重大ではないと判断した結果、深刻化していったものが多いと言われている。いじめが発見された場合、いじめられた児童とその保護者、いじめた児童とその保護者、周囲の児童への指導や支援等、学校は関係機関と連携を図りながら総力を挙げて組織として迅速に対応する必要がある。

3 いじめ防止等に向けた対策組織

ここでいう組織とは、発見されたいじめに対して、事実関係を把握したり事後の対応やケアを行ったりする（上記「視点3」）だけではなく、いじめの未然防止（「視点1」）やいじめの早期発見（「視点2」）についても、その中核を担う常設の組織である。

なお、各取組における構成員は、事案に応じて柔軟に対応することとする。



II章 いじめの未然防止

1 教職員研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめに関する生徒指導研修を年間に1回以上行う。

2 自己有用感を高める取組

(1) 活躍できる場づくり

児童一人ひとりが活躍できる場を意図的に設定し、学校生活に対する児童の充実感や満足感を育む活動を推進する。

- ・ 児童会・委員会活動、係・当番活動
- ・ 陸上クラブ、わくわくドレミ

(2) ほめほめカードの活用

児童のよさを積極的に認める教育活動を推進し、児童の自己有用感と自尊感情を高める。

(3) ロング昼休みの実施

月の生活目標の全校達成率が90%以上でロング昼休みを実施することで、自己有用感や規範意識を高める。

3 授業づくり

(1) 学習規律の徹底

チャイムの合図で着席、正しい姿勢の保持（ぴた・ぴん・とん）、発表の仕方や聞き方など、学習規律の徹底を図り、安心して学習できる雰囲気醸成する。

(2) 分かる授業づくり

分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。また、全ての児童が授業に参加し、活躍できるような授業改善に取り組む。

(3) 学び合い学習

授業における話し合い活動を充実させ、他者とのよりよいかかわり方を身に付けさせる。ペアやグループで話し合う場を設け、話し方だけでなく相手を思いやった態度や折り合いをつけようとする心を育てる。

(4) 自己決定の場の提供

自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等を体験できるようにする。

4 道徳の時間

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるよう、教育活動全体を通じて指導する。また、生命尊重や信頼・友情について道徳の授業で計画的に指導する。

5 人間関係づくり

(1) 学級づくり

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らが作り上げられるようにする。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

(2) 共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考えるような場を設定する。

(3) 交流活動

ペア学年や異学年で活動をともに行うことで、より楽しく充実した活動にするとともに、自己有用感や思いやりの心を育てるような以下の活動を推進する。

- ・ ペア学年活動（プール開き、ペア読書、ペアなわとび）
- ・ 異学年活動（学校探検等）

Ⅲ章 いじめの早期発見

1 教員研修の充実

「いじめとはどのような行為か」「いじめを発見するためにはどんなことに気を付けたらいいのか」などの研修を全職員で行い、いじめはどの子にも起こりうるということや、いじめ発見のチェックポイントがあることを共通理解する。また、新たに新型コロナウイルス感染症やLGBTQに関する対応や支援、児童理解にも努める。こうした研修を通して、いじめを早期に発見する教職員の資質・能力を養う。

2 職員会での定期報告（日々の見取り）

担任等は、支持的学級風土づくりに努め、日々の見取りや児童から得た情報を基に気になっていることを月1回の職員会で定期的に報告し合い、職員間で情報を共有する。気になる児童に対しては、その情報を基にして全職員がより複数の目で児童を見守っていく。また、職員会以外でも、おかしいと思ったら、学年団や生徒指導担当、管理職等にすぐに相談する。

3 「いじめアンケート」の活用

児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見のために、「生活アンケート（いじめアンケート）」を年間3回行う。実施に際しては、「無記名式にすること」「簡単な質問項目にすること」「落ち着いた雰囲気で行うこと」を大切にする。その後、児童の観察をしっかりと行い、少しでも気になることがあれば、生徒指導主事や管理職等に相談する。

（質問項目）

- 1 このごろ学校が楽しいですか。
- 2 このごろ学校でいやなことをされたり、他の人がいやなことをされているのを見たりすることはありますか。
- 3 2で「ある」と答えた人をお願いします。その時のことを書いてください。

4 教育相談体制の整備

(1) スクールカウンセラー配置事業

年に12回(毎月1、2回)、スクールカウンセラーに来校していただき、保護者や児童等が悩みを相談する教育相談日を設ける。スクールカウンセラーの来校日や教育相談の目的等、毎学期初めや毎月の「ほけんだより」で、保護者や児童に周知する。

相談内容についてスクールカウンセラーや教育相談担当、担任、管理職等で情報を共有し、ケース会議の開催や専門機関への連絡等の早期対応へ繋げる。また、スクールカウンセラーが校内を巡回し、気になる児童を観察したり、直接声をかけたりする時間も設け、専門的な視点で児童の変化を早期に発見していただく。

(2) 「相談ポスト」

いじめや友だちとの人間関係に関する悩みを、児童が一人で抱え込まず、「話を聴いてほしい。」「誰かに相談したい。」等、気軽に相談できる窓口となることをねらいとし、保健室の近くに児童のための「相談ポスト」を設置する。

教育相談担当が毎日内容を確認し、返事を書いたり直接話を聴いたりするなど、個別に児童へ

対応する。重大な事案や緊急性のある事案に対しては、管理職や関係職員らでいじめ対策委員会を開き、相談内容の解決へと繋げる。

定期的に全ての相談内容や対応状況を一覧表にまとめ、管理職へ報告する。

(3) 市巡回カウンセリング

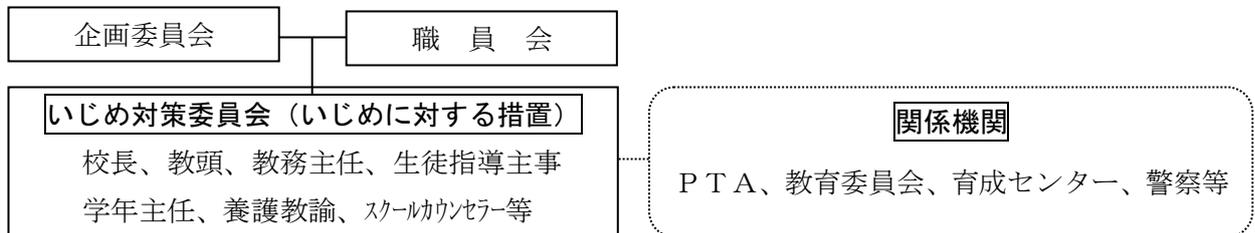
市から派遣される専門家（医師）の目を通して、発達障害等が原因で、友だちとの人間関係を築くことが苦手な児童を把握し、担任、特別支援コーディネーター、管理職と協議の上、今後の支援に活かしていこうとするものである（年間5回程度実施）。

5 家庭との連携

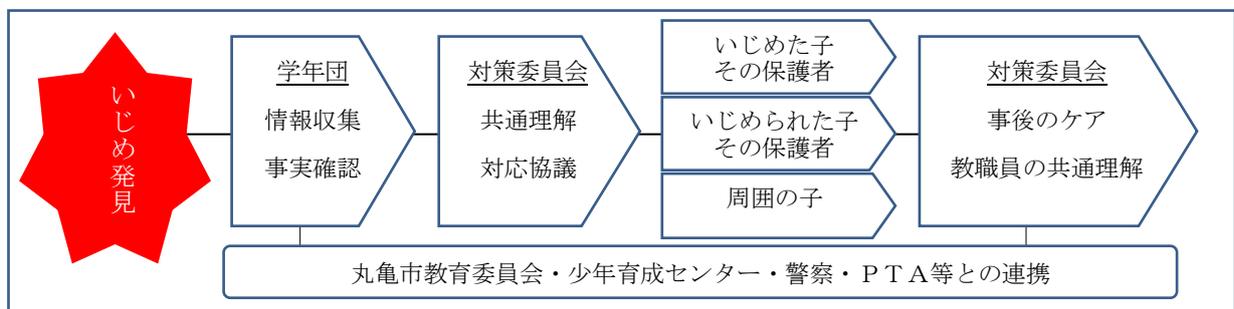
日頃から連絡帳や電話などで家庭と連絡を取り合い、いつでも話し合える体制をとる。児童のがんばりや良さを中心に知らせ、児童の自己有用感を高めるとともに、家庭との信頼関係を深める。信頼関係が深まれば、家庭での児童の様子で気になることも話してくれるようになる。それが、いじめの早期発見にもつながると考える。

IV章 いじめに対する措置

1 措置に向けた組織



2 措置の流れ



(香川県教育委員会「かがやく笑顔を取りもどすために ～いじめ問題への対応の在り方～」参考)

3 措置に当たっての留意点

- 担任等が一人で抱え込むことのないよう、組織として学校全体で取り組む。
- 組織の構成員と措置の在り方については、事案に応じて柔軟に対応する。
- いじめに対する措置に当たっては、迅速な対応が基本であることから、原則としていじめを発見したその日のうちに、学年団による「情報収集・事実確認」、市教育委員会への報告、対策委員会による「共通理解・対応協議」を行うようにする。
- 情報収集・事実確認を行う際には、「いつ（いつ頃から）」「だれが」「だれに」「どのようなことを行ったか」を明確にするとともに、聞き取り者の判断や憶測を交えないように記録する。
- いじめられた児童とその保護者に対しては、迅速に事実関係を伝える。また、当該児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- いじめた児童とその保護者に対しても、迅速に事実関係を伝える。また、以後の指導を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。
- 周囲の児童に対しては、学級全体で話し合いを行うなど、いじめを見て見ぬふりをすることはいじめに加担する行為であること理解させ、認め合う人間関係の構築に努める。
- 以下のような重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会への報告し、指導を受けながら、警察・PTA等、関係機関との連携を図り、当該事案の解決に当たる。

[重大事態] ・ 児童が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合
・ 相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている
疑いがある場合 （文部科学省「いじめの防止の基本的な方針」より抜粋）

V章 年間計画

取組 月	いじめの未然防止	いじめの早期発見	P D C A サイクル
4	【年間を通して実施】 児童会・委員会、係・当番活動 陸上、いいところみつげ 教科・特活・道徳	【年間を通して実施】 担任等による日々の見取り 相談ポスト、家庭との連携	いじめ防止基本方針の周知
5	学校探検 運動会	【月1回程度実施】 職員会での定期報告 スクールカウンセラー配置事業	
6	プール開き 【月1回程度実施】 わくわくドリ、ロング昼休み	いじめアンケート① 市巡回カウンセリング①	
7		市巡回カウンセリング②	1学期の取組の見直し
8			
9		市巡回カウンセリング③	
10		いじめアンケート②	
11	いじめゼロ月間 城西学びフェスタ ペア読書	市巡回カウンセリング④	楽しい学校・学級づくりアンケート① 保護者アンケート
12	▼		教育経営評価
1	ペアなわとび	市巡回カウンセリング⑤	
2	▼	いじめアンケート③	学校関係者評価 1年間の取組の見直し
3	▼	▼	いじめ防止基本方針の見直し